

金沢市監査公表第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 6 年 12 月 11 日

金沢市監査委員 西尾 昭浩
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高 誠
金沢市監査委員 源野 和清

1 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和 6 年 11 月 20 日
(2) 措置を講じた局等 教育委員会教育総務課
(3) 監査結果の公表年月日 令和 5 年 8 月 21 日(令和 5 年監査公表第 10 号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）				
<p>消防用設備の定期点検について、次の施設において点検時の不備が 2 年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="201 1205 791 1400"><thead><tr><th>課 名</th><th>監査対象箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>教育総務課</td><td>緑小学校、木曳野小学校、伏見台小学校、扇台小学校、大徳中学校</td></tr></tbody></table>	課 名	監査対象箇所	教育総務課	緑小学校、木曳野小学校、伏見台小学校、扇台小学校、大徳中学校	<p>指摘のあった消防用設備の不備については、改修を行い、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。</p>
課 名	監査対象箇所				
教育総務課	緑小学校、木曳野小学校、伏見台小学校、扇台小学校、大徳中学校				
<p>消防査察結果について、次の施設において査察時の不備が改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="201 1639 791 1720"><thead><tr><th>課 名</th><th>監査対象箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>教育総務課</td><td>扇台小学校</td></tr></tbody></table>	課 名	監査対象箇所	教育総務課	扇台小学校	<p>指摘のあった消防査察の不備については、改修等を行い、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。</p>
課 名	監査対象箇所				
教育総務課	扇台小学校				

2 財政援助団体等監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月21日
(2) 措置を講じた局等 都市整備局市街地再生課
(3) 監査結果の公表年月日 令和5年12月11日(令和5年監査公表第14号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>建築物の劣化点検について、点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。 (金沢駅東駐車場、武蔵地下駐車場)</p>	<p>指摘事項について、修繕工事を実施し、不備の改善を行った。</p>